

2024年度研究助成募集要領

一般財団法人司法協会

1 趣旨

司法に関する民事、刑事、家事及び少年の各分野の理論的、実務的又は実証的研究を助成し、当該分野の研究を通じて司法に関する学術の振興に寄与することを目的としています。

2 助成対象

司法に関する各分野における個人研究又は共同研究とします。

3 助成対象研究者

ア 司法に関する研究、実務に携わる個人及びグループを対象とします。

ただし、学部学生、大学院生は、助成の対象となりません。

イ 日本在住の外国人も対象となりますが、申請書、報告書等当協会に提出する書類は日本語によるものとします。

4 応募方法

ア この研究助成を希望される方は、所定の申請書類の原本を、当協会総務部研究助成課宛に郵便で提出してください。応募期間内の消印があれば有効とします。

なお、継続申請の方は、Eメールで提出することもできます。

イ 申請書類は、同研究助成課まで、FAX又はEメールで請求してください。

5 応募期間

2024年7月1日から同年9月30日まで

6 助成対象者及び助成金額の決定

ア 選考委員会が、応募者の中から、助成対象研究者を選定し、1件につき、個人研究については50万円以内、共同研究については100万円以内で助成金額を決定します。

イ 審査は、原則として、応募者から提出された書類によって行います。

7 助成の内容

- ア 単年度を原則とするが、研究内容によっては2年以上にわたって助成することもあります。
- イ 選考は、1年ごとに選考委員会において検討を行いますので、2年目以降は、継続用の申請書を提出してください。

8 選考委員

委員	秋武 憲一	元仙台家庭裁判所長
委員	佐伯 仁志	中央大学法務研究科教授
委員	中山 隆夫	元福岡高等裁判所長官
委員	松下 淳一	学習院大学法学部教授
委員	吉田 秀康	弁護士

9 助成対象者の発表

2024年12月中旬頃、申請者に通知するほか、当協会のホームページ上に発表します。

10 助成対象研究者の義務

- ア 助成対象研究者は、次の書類を、研究期間終了後速やかに当協会理事長に提出してください。
- 研究報告
 - 会計報告
- イ 助成対象研究者は、研究成果の公表に際して、当協会の助成による研究である旨を明記してください。

11 申請書類の提出先及び応募に関する問合せ先

所在地 〒104-0045 東京都中央区築地 1-4-5 第37 興和ビル7階

名称 一般財団法人司法協会総務部研究助成課

電話 03-5148-6524

FAX 03-5148-6531

Eメール josei@jaj.or.jp

ホームページ <http://www.jaj.or.jp>

以上